

## 大阪市規則第77号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に  
関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則  
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「ヌ」を「ル」に改める。

第15条の2第2項中「同条第5項第4号トからヌまで」を「同条第5項第4号チ  
からルまで」に改める。

第18条第2項第2号中「ヌ」を「ル」に改める。

第18条の2中「第7条第5項第4号トからヌまで」を「第7条第5項第4号チか  
らルまで」に改める。

第35条第1項第9号及び第2項第10号並びに第40条の2第1項第2号中「ヌ」を  
「ル」に改める。

### 附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。